

施設の利用条件（令和2年10月1日改訂）

1 各施設共通の利用条件

国等の通知を基にした施設共通の利用条件は以下のとおりとする。条件は、国等の動向に応じて適宜見直しを図る。

（1）基本的な感染防止策（「新しい生活様式」の徹底）

- ・人と人の距離の確保
- ・マスクの着用
- ・手指の消毒設備の設置、手洗いなどの手指衛生
- ・室内の換気、消毒

（2）施設利用条件

- ・利用者の人数制限は、令和2年8月1日より「屋内外1,000人以内」とする。
収容率は50%以下とするが、大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合は100%以下とする。
- ・三つの密の発生を避けるための措置を行う。
 - ① 座席は2mを目安として四方を空けるなど十分な間隔を確保すること
 - ② 必要に応じて、入場者の制限を行うこと
 - ③ その他、必要な措置をおこなうこと
- ・大声での発声、近接会話を伴う利用は原則避ける
- ・各施設の利用条件は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえて、利用形態や特性に応じ定めた利用条件については、適宜、見直しを図り、現場に即したものとすること。
- ・発熱又はその他の風邪症状を呈している者の入場制限を行うこと。
- ・市外居住者の利用を禁止する。主利用者が明らかに市外居住者であると判断される場合には、利用禁止の措置を講じること。但し、市主催・共催・後援事業・学校の部活動で利用する場合及び運営上の課題（公共施設予約システムが市内在住・在勤・在学である等）がある場合はその限りでない。
- ・利用受付時において、当日の団体利用代表者に代表者氏名とその連絡先を記入させること（記入表は施設に応じて任意様式とする）。また、利用者名簿（全員の氏名・連絡先）を、後日必要に応じて提出させること。
- ・三密を避けることが困難な部屋等は、原則利用禁止とする
- ・利用団体の入れ替え時に密集を生み出さないよう、出入り方法を工夫するとともに、利用団体へ利用前後の注意喚起を行い、利用者の滞留が無いようにすること。

2 現在閉鎖している施設について

1の(2)施設利用条件を遵守し、感染防止策が講じられる場合は利用可能とする。

3 スポーツの試合（公式戦等）・大会について

スポーツの試合（公式戦等）や大会については、利用団体が、上部団体等の感染予防拡大防止ガイドラインに基づいて「感染防止策を講じた試合・大会のルール」を作成し、施設管理者へ提出した場合、及び学校の部活動において「部活動の段階的な再開の基本方針」等に基づき指導者のもとで感染防止策が講じられる場合は、令和2年8月1日より可能とする。その際の市外居住者の利用については、1の(2)施設利用条件に準ずる。一般利用の試合についても、施設の感染防止ルールを遵守することで可能とするが、市外の団体やチームの利用については利用者名簿を作成させ、施設管理者が確認すること。

選手を含めて利用者が大多数見込まれる大会等については、大会毎に利用団体と施設管理者が大会全体の感染防止策について協議することとする。

(例)・開会式や閉会式は簡素化又は行わない

- ・待合スペースや施設出入口で密を回避する工夫を行う
- ・不要に人を集めないよう、人数制限や一定時間単位での入替制を行う

4 施設利用条件の遵守について

施設管理者は、施設利用条件が遵守されているか巡回等で確認するとともに、遵守されていない場合は適宜注意を行うこと。注意を繰り返しても遵守が認められない場合は、施設の条例等に基づいて、次回以降の使用許可等を取り消すこと。

5 施設利用者等から感染者が出た場合の対応

保健所等と協議のうえ、利用状況に応じた処置（消毒・他施設の利用調査等）後に再開する。また、利用者の多いスポーツの大会等で感染者が出た場合は、日時・場所・大会名等が公表されることを、利用団体にあらかじめ知らせておくこと。

※資料について

1 ガイドライン

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧(内閣官房(新型コロナウイルス感染症対策HP))」

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf